

コーポレートガバナンス

経営の透明性確保や、多面的な事業における経営資源の最適配分を実現するコーポレートガバナンスの強化に取り組んでいます。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

シチズングループは、「市民に愛され市民に貢献する」を企業理念に、地域社会はもとより地球環境と調和した持続的な企業活動を通して企業価値を向上し、社会に貢献していくことをめざしています。この企業理念を継続的に追求していくために、経営の透明性確保や、多面的な事業における経営資源の最適配分を実現するコーポレートガバナンスの強化に取り組んでいます。

なお、シチズンホールディングスは2007年4月に純粋持株会社体制となったことから、会社法に従い新たな内部統制システム構築の基本方針を2008年3月の取締役会で決議しました。

純粋持株会社と事業会社の役割

シチズングループは、シチズンホールディングスと各事業会社の責任と権限を明確化しています。

シチズンホールディングスは、グループ経営の全体最適の観点から経営方針の策定および投資判断を行い、事業会社が方針に則って事業活動を執行しているか否か、透明性をもった経営が成されているか否かなどをモニタリングを通じて監督・統括しています。

一方、時計、産業用機械、電子デバイス、電子機器製品の各事業については、それぞれの事業統括会社が業界特性を踏まえた自立的運営を行うことにより、経営のスピードアップ、収益力強化を図っています。

また、シチズンホールディングスのなかに、人事、財務、研究開発、知的財産管理、ブランド管理、リスクマネジメントなどのグループ戦略会議を設置し、グループ横断的な戦略と事業統括会社の方針を合致させるようにしています。

取締役・取締役会の役割

シチズンホールディングスの取締役会は、独立の社外取締役2名を含む10名で構成されています。

取締役会は、シチズンホールディングスならびにシチズン

グループの経営方針やその他の重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しています。また、各事業統括会社のうち重要子会社の社長も取締役(非常勤)として選任されており、事業統括会社の意見も取り入れた総合的な観点から意思決定する仕組みとなっています。

さらに、企業経営など豊富なビジネス経験をもつ社外取締役の意見をシチズングループの経営に反映しているほか、アドバイザーボードとして社外取締役と社長で構成する指名委員会ならびに報酬委員会を設置しています。

監査役・監査役会の役割

シチズンホールディングスの監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されています。

各監査役は、企業の健全で持続的な成長確保および社会的信頼に応える内部統制が機能しているか否か、法令や社内規則が遵守されているか否かをチェックしています。また、重要な決算書類などの閲覧、業務および財産状況の調査、取締役会などの各会議体への出席を通じて取締役の職務執行全般をチェックしています。

シチズンホールディングスの監査役は、各事業統括会社における取締役の業務執行をチェックすることも重要な役割です。そのため、シチズンホールディングスおよび事業統括会社の間で整合性のとれた監査機能を発揮できるよう、シチズンホールディングスの常勤監査役と各事業統括会社の監査役で構成するグループ監査役会を開催し、シチズングループとしての監査方針を共有するようにしています。

内部統制システムについて

シチズンホールディングスは、「金融商品取引法(J-SOX法)」に対応するために、2006年11月にプロジェクトを発足し、内部統制システムの構築作業を進めてきました。

現在、その活動は、シチズンホールディングスを中心に連結子会社へと拡大しており、各社とも2008年3月末時点での有効性評価を実施しています。また、2009年3月期における内部統制報告書が適法に提出されるよう、2008年4月から各社の

整備および運用状況について内部監査などを加えながら、引き続き活動の充実を図っています。

今後も、法の主旨である財務諸表の信頼を得るために、経営者はもちろん、グループの関係者一体となって活動していく方針です。

ISS社によるコーポレートガバナンスのスコア

世界7,500社以上の企業のコーポレートガバナンスに関する評価を行い、機関投資家などにその情報を提供しているISS社(Institutional Shareholder Services, Inc.)は、シチズンのコーポレートガバナンス・スコア(CGQ)を、日本企業の上位3.6%に位置すると評価しています(2008年4月1日付)。

シチズングループコーポレートガバナンス体制図(平成20年7月1日現在)

